

令和7年度～令和10年度

建設工事等競争入札参加資格審査申請の
手引き

官公需発注にあたっての基本的な考え方

国等及び地方公共団体が工事を発注したり、物品を購入したり、役務の提供を受けたりすることを「官公需」といいます。

苫小牧市では、関係法令等を踏まえ、「苫小牧市公契約基本方針」に基づき、地域経済の活性化や市民生活の向上に資するため、以下の取組みを進めています。

- 1 地元・中小企業の優先活用
- 2 適切かつ合理的な範囲での分離分割発注による受注機会の拡大

※申請手続きにおいて様々な変更点がありますので手引きを必ずお読みになり、内容をご理解の上、申請してください。

苫小牧市財政部行財政改革推進室

令和7年度～令和10年度

建設工事等競争入札参加資格審査申請の手引き

令和7年度～令和10年度に苫小牧市発注の建設工事、設計、測量、地質調査及び側溝清掃の競争入札に参加を希望する方は、次の要領に従い提出書類を用意し、受付期間内に申請してください。

競争入札参加資格の審査を経て、資格を有すると認められた場合は、建設工事等に係る競争入札参加資格登録業者名簿（以下、登録業者名簿という。）に登載し、市ホームページに掲載します。

なお、登録業者名簿に登載されたことにより、自動的に又は直ちに発注があるということではありませんので、あらかじめ御留意願います。

1 受付期間・審査基準日・資格の有効期間等

年度	登録名称及び回数	受付期間	審査基準日	資格の開始期間	資格の終了期間
	本登録	2025.1.8（水）～2025.1.22（水）	2025.1.1	2025.4.1	
令和7年度	第1回	2025.5.1（木）～2025.5.30（金）	2025.5.1	2025.7.1	2029.3.31
	第2回	2025.8.1（金）～2025.8.29（金）	2025.8.1	2025.10.1	
	第3回	2025.11.4（火）～2025.11.28（金）	2025.11.1	2026.1.1	
	第4回	2026.2.2（月）～2026.2.27（金）	2026.2.1	2026.4.1	
令和8年度	第5回	2026.5.1（金）～2026.5.29（金）	2026.5.1	2026.7.1	
	第6回	2026.8.3（月）～2026.8.31（月）	2026.8.1	2026.10.1	
	第7回	2026.11.2（月）～2026.11.30（月）	2026.11.1	2027.1.1	
	第8回	2027.2.1（月）～2027.2.26（金）	2027.2.1	2027.4.1	
令和9年度	第9回	2027.5.6（木）～2027.5.31（月）	2027.5.1	2027.7.1	
	第10回	2027.8.2（月）～2027.8.31（火）	2027.8.1	2027.10.1	
	第11回	2027.11.1（月）～2027.11.30（火）	2027.11.1	2028.1.1	
	第12回	2028.2.1（火）～2028.2.29（火）	2028.2.1	2028.4.1	
令和10年度	第13回	2028.5.1（月）～2028.5.31（水）	2028.5.1	2028.7.1	
	第14回	2028.8.1（火）～2028.8.31（木）	2028.8.1	2028.10.1	

※開始日及び末日が祝日となった場合は、翌開庁日と読み替えてください。

※すべての期間で新規の申請、業種の追加・変更が可能です。

※本登録から第7回追加登録までに登録された市内事業者につきましては「9 中間審査」を御覧ください。

2 資格要件

(1) 禁止要件

次のいずれかに該当する場合は、申請することができません。

- ア 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人又は被補助人）
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 本市との契約及びその履行に当たり、不誠実な行為等を行い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第2項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に基づき競争入札への参加を排除されている者
- エ 本市の市税に滞納がある者
- オ 消費税及び地方消費税に滞納がある者
- カ 苫小牧市契約における暴力団等排除措置要綱に定める暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者に該当する者

(2) 建設工事に申請をされる方の資格要件

- ア 審査基準日現在で、申請する工種に対応する建設業の許可を受けてから、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の審査基準日（決算日）が資格の有効期間の始期から1年7ヵ月以内の経営事項審査を受けていること。
- ウ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に、希望する工種の平均完成工事高があること。
- エ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる場合はこの限りでない。
- オ 会社更生法に基づく更生
手続開始の申立てがなされている者、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 業務（設計・測量・地質調査・側溝清掃）に申請をされる方の資格要件

- ア 審査基準日現在で、下表の登録を受けてから（設備設計及び側溝清掃については登録不要）、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 決算書に希望する業種の業務高があること。
- ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

土木設計	建設コンサルタント登録	測 量	測量業登録 又は 補償コンサルタント登録
建築設計	1・2級建築士事務所登録	地質調査	地質調査業登録
設備設計	登 録 不 要	側溝清掃	登 録 不 要

3 申請の受付

(1) 申請業種

資格申請できる業種は、建設業許可の29業種及び2(3)の表に記載する6業種のうち、3業種までとなります。

※ すでに3業種申請した方が業種追加を希望する場合には既登録業種と入替えとなります。

(2) 申請方法

すべての申請について郵便での受付けとなります。必ず簡易書留又は配達状況が分かる方法により郵送してください。提出書類に不備・不足がある場合は電子メール又は電話にて内容の確認や再提出を求める場合があります。それぞれの受付期間末日の必着となりますので注意してください。

【宛 先】〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市財政部行財政改革推進室 契約担当

4 提出書類

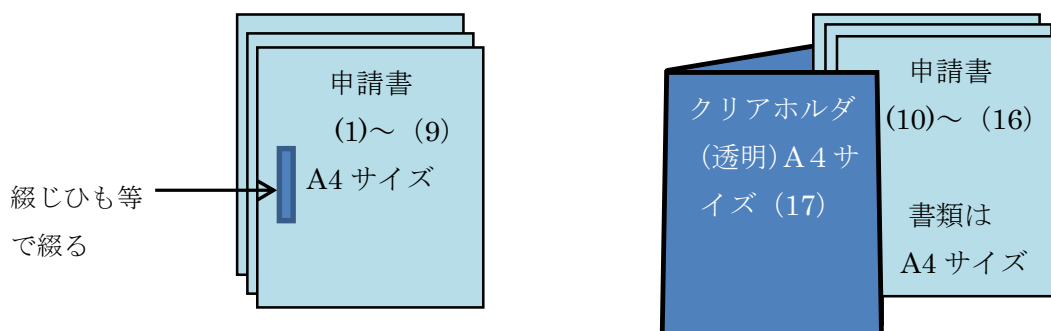
「提出書類一覧・チェック表(建設工事等)」により番号順に並べ、チェックを行い、書類が揃っていることを確認の上、提出してください。

なお、前回から様式が変更となっています。「7 提出書類の記載要領」を十分確認の上、作成してください。

また、書類はすべてA4サイズとしてください。

北海道土木協会発行の「市町村統一様式」での受け付けはしませんので、御注意ください。

※ 下記(1)～(9)までは綴じひも等で綴じ込み、(10)～(16)は綴じこまないで(17)クリアホルダーにはさんで提出してください。



5 資格審査の結果通知等

建設工事等競争入札参加資格審査結果通知書の送付日程及び登録業者名簿の市ホームページでの公表日程は下記の表のとおりです。

登録受付	送付・公表日程	物品購入等競争入札参加資格審査結果通知書送付日程	登録業者名簿の市ホームページ公表日程
	本登録	2025年3月下旬	2025年4月1日以降
	第1回追加登録	2025年6月下旬	2025年7月1日以降
	第2回追加登録	2025年9月下旬	2025年10月1日以降
	第3回追加登録	2025年12月下旬	2026年1月1日以降
	第4回追加登録	2026年3月下旬	2026年4月1日以降
	第5回追加登録	2026年6月下旬	2026年7月1日以降
	第6回追加登録	2026年9月下旬	2026年10月1日以降
	第7回追加登録	2026年12月下旬	2027年1月1日以降
	第8回追加登録	2027年3月下旬	2027年4月1日以降
	第9回追加登録	2027年6月下旬	2027年7月1日以降
	第10回追加登録	2027年9月下旬	2027年10月1日以降
	第11回追加登録	2027年12月下旬	2028年1月1日以降
	第12回追加登録	2028年3月下旬	2028年4月1日以降
	第13回追加登録	2028年6月下旬	2028年7月1日以降
	第14回追加登録	2028年9月下旬	2028年10月1日以降

6 登録業者名簿登録後の注意事項

(1) 登録内容の変更手続き

登録内容に変更が生じた場合は、市ホームページより、「建設工事等競争入札参加資格審査申請書の変更届」又は「建設工事等競争入札参加資格者（合併・事業譲渡・会社分割）届」をダウンロードし、必要書類を付して速やかに財政部行財政改革推進室 契約担当に提出してください。

ア 会社等の称号、代表者、所在地、契約委任先の内容、登録印鑑、資本・人的関係等について変更となったとき。

イ 法人が合併、事業譲渡、分割等をしたとき。

(2) 届出事項

下記のいずれかに該当することとなった場合は、その旨を市に届け出てください。

- ア 法人が解散、個人事業主が死亡したとき。
- イ 資格申請に係る営業を廃業したとき又は長期間にわたり休止するとき。
- ウ 法令の規定により営業停止命令を受けたとき。
- エ 手形交換所による取引停止処分を受けたとき。
- オ 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者となったとき。
- カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされたとき（更生手続/再生手続開始の決定後に、必要書類を添えて再度の資格審査を申請していただきます）。
- キ 苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止事由に該当するとき。

(3) 資格の取消し等

競争入札参加資格を得た者が下記のいずれかに該当したときは、市は、当該競争入札参加資格を停止し、又は取り消す場合があります。

- ア 「2 資格要件（1）禁止要件」のいずれかに該当することとなったとき。
- イ 「2 資格要件（2）又は（3）資格要件」を満たさなくなったと認められるとき。
- ウ 資格申請に係る申請書類等の重要な事項について虚偽の事項を記載したとき。
- エ 資格申請に係る事項に変更等が生じたにもかかわらず、所定の手続きを怠ったとき。
- オ 上記のほか、市長が競争入札参加者として不相当と認めたとき。

7 提出書類の記載要領

(1) 苫小牧市建設工事等競争入札参加資格審査申請書（かがみ）

- ・ 前回（令和3～6年度）の入札参加資格を有する方は、前回の登録番号を記入してください。（不明の場合は空欄で提出してください）
- ・ 追加登録期間において入札参加資格を有する業種追加・変更申請の方は、今回（令和7年度～令和10年度）の登録番号を記入してください。
- ・ 申請者の会社名を記入し、本申請に係る担当者の氏名及び電話番号を記入してください。
- ・ 申請の担当者が行政書士の場合は、氏名の前に「行政書士」と記載してください。

(2) 登記事項証明書（法人のみ、コピー可）

- ・ 法務局が発行する「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」。
- ・ 申請受付日以前3か月以内に発行されたもの
- ・ 「登記情報提供サービス」により取得した登記情報で代用することはできません。
- ・ 登記がなされていない法人は、定款等の写しを提出してください。

(3) 代表者の身分証明書（個人事業者のみ、コピー可）

- ・ 代表者の本籍地の市区町村長が発行するもの。（禁治産、後見及び破産宣告等の通知を受け

ていないことの記載のあるもの)

※本籍地が苫小牧市の場合は、苫小牧市役所1階窓口サービス課、のぞみ・勇払・沼ノ端の各出張所及び住吉、豊川、駅前の各証明取扱所において身分証明書を発行しています。

・申請受付日以前3か月以内に発行されたもの

(4) 建設業許可通知書又は許可証明書(建設業者のみ、コピー)

- ・申請する全ての業種について必要となります。
- ・審査基準日の1年前より後に建設業許可の更新を行った場合は、更新前・更新後両方の許可通知書又は証明書の写し(受付印のあるもの)を提出してください。
- ・申請日時点で建設業許可の更新手続中の場合は、更新前の許可通知書又は証明書に加え、現在申請されている申請書の写し(受付印のあるもの)を提出してください。

(5) 営業所一覧表(建設業者のみ、コピー可)

- ・建設業の許可を受けている営業所が、主たる営業所以外にある場合、主たる営業所を含む全ての営業所一覧(それぞれの営業所に関して許可業種及び所在地がわかるもの)を提出してください。
- ・許可営業所が主たる営業所のみの場合は提出の必要はありません。

(6) 登録通知書又は登録証明書、現況報告書、決算報告書(業務の業者のみ、コピー可)

- ・業務については、業種ごとにそれぞれ下記の書類の提出が必要です。
- ・審査基準日の1年前より後に登録の更新を行った場合は、更新前・更新後両方の登録通知書又は証明書の写し(受付印のあるもの)を提出してください。
- ・申請日時点で更新手続中の場合は、更新前の登録通知書又は証明書と、現在申請されている申請書の写し(受付印のあるもの)を提出してください。

業務区分	提出書類	
1 土木設計	①	建設コンサルタントの登録通知書、又は登録証明書
	②	北海道開発局等の確認印を受けた現況報告書
2 地質調査	①	地質調査登録通知書、又は登録証明書
	②	北海道開発局等の確認印を受けた現況報告書
3 測 量	①-1	測量業登録通知書、又は登録証明書
	①-2	測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類
	②-1	補償コンサルタント登録通知書、又は登録証明書
	②-2	北海道開発局等の確認印を受けた補償コンサルタント現況報告書
※申請者によって、①と②両方若しくは①のみ又は②のみ登録している場合がありますが、登録している種類をすべて提出してください。 ※補償コンサルタントは測量としての登録となります。		
4 建築設計	①	1・2級建築士事務所の登録証明書、又は通知書
	②	直前1年分の決算報告書

	③	建築設計の業務高が確認できる書類
5 設備設計	①	直前1年分の決算報告書
	②	設備設計の業務高が確認できる書類
6 側溝清掃	①	直前1年分の決算報告書
	②	側溝清掃の業務高が確認できる書類

※1～3の業種のみを希望する方は、決算報告書は必要ありません。

(7) 委任状（苫小牧市様式2）（受任先たる代理人を置く場合のみ）

- ・委任状は、本店が支店・営業所等に入札・契約行為等を委任する場合に必要となります。
- ・委任者は実印を押印してください。日付は申請日を記入してください。

(8) 消費税及び地方消費税の納税証明書（コピー可）

- ・消費税及び地方消費税について、本店等の住所地（納税地）を所轄の税務署が発行する「未納税額なし」の納税証明書（書面）を提出してください。電子納税証明書は認めません。
- ・課税事業者、免税事業者の別に関わらず提出が必要です。
- ・法人の納税証明書の種類は、その3（未納の税額がないこと）又はその3の3（「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと）です。
- ・個人事業主の納税証明書の種類は、その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと）です。
- ・申請日以前3か月以内に発行されたもの。

※消費税納税証明書はオンライン請求ができます。

自宅等のパソコン・スマートフォン等からインターネットで交付請求し、税務署窓口で証明書を受け取ることができます。窓口での待ち時間が短縮され、手数料も安価となります。オンライン請求に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）又はe-Tax（www.e-tax.nta.go.jp/）を御覧ください。

(9) 暴力団排除に関する誓約書（苫小牧市様式4（要綱第6号様式））

- ・苫小牧市契約における暴力団等排除措置要綱第8条に定める誓約書です。同要綱第3条に基づき、この誓約書をもって暴力団関係の有無を所轄の警察署に照会を行います。
- ・契約先が本店の場合は代表者欄のみを、契約先を支店等に委任する場合は受任者の欄もあわせて記入してください。
- ・日付は申請日を記入してください。

(10) 苫小牧市建設工事等競争入札参加資格審査申請書（苫小牧市様式1）（登録番号は記載しないでください。）

① 年月日

- ・申請書を提出する日を記入してください。

② 主たる営業所

- ・住所：建設業は建設業許可証明書の主たる営業所の所在地、業務は登録証明書の事務所の所在地又は主たる営業所の所在地を記入してください。
- ・商号：建設業は建設業許可証明書の商号又は名称、業務は登録証明書の事務所の名称又は主たる営業所の商号又は名称を記入してください。
- ・代表者：代表者名を記入してください。法人の場合は、役職名も記入してください。

③ 商業登記簿上の本店所在地

- ・商業登記簿上における本店の所在地を記入してください。③と同じ場合は「同上」と記入してください。

④ インボイス登録番号

- ・インボイスに登録している場合、その番号をお書きください。登録をしていない場合は、「無」とお書きください。

⑤ 契約先

- ・受任者の設定：契約先が②と同じ場合は、「無し」にチェックを入れ、契約先が②以外の場合は、「有り」にチェックを入れてください。
- ・契約先が②以外の場合は、委任状（苫小牧市様式2）の受任者の内容と同一になります。なお、建設業にあっては、受任者となる方の所属する支店等が建設業法上の営業所（営業所一覧表に記載されている営業所）であり、かつ、申込業種全てが営業所に記載されている許可業種と一致していなければ契約先になれません。
- ・苫小牧市内に建設業法における主たる営業所又は、商業登記簿上の本店がある場合は、そちらの営業所を契約先としてください。
- ・登録業者名簿の登録は契約先の情報となりますので指名通知等についても契約先への送付となります。

⑥ 実印

- ・本店の実印を押印してください。

※実印は、法人の場合は法務局に登録している印鑑を、個人事業者の場合は、住民票上の住所市町村等に登録している印鑑を鮮明に押印してください。

⑦ 契約等使用印

・契約等使用印には、代表者印を押印してください。契約等使用印は、入札書、見積書、契約書、請求書、その他契約に関する各種届出に押印する印鑑です。なお、③で契約先（受任者）を登録する場合は、契約先（受任者）で実際に使用する印を押印して下さい。

※契約等使用印として認可されるのは基本的に代表者印（会社実印）や角印（社員）＋個人印といった会社名と責任者が明記された印鑑又はその組み合わせとなります。

※契約等使用印が実印と同一の場合でも、省略せずに押印をお願いします。

（押印に不備があった場合、再提出を求めます。）

※苫小牧市では請求書を含めた契約関係書類の押印見直しを令和4年4月より行っています。詳細は以下のQRコードをご参照ください。



- ⑧ 連絡先FAX番号
- ・ 苫小牧市と連絡をやりとりする際のFAX番号を記入して下さい。お持ちでない場合は「無」と記入して下さい。
- ⑨ 苫小牧市からの連絡を希望するメールアドレス
- ・ 苫小牧市と連絡をやりとりする際のメールアドレスを記入して下さい。お持ちでない場合は「無」と記入して下さい。
- ⑩ 指名通知の際の電子メールによる連絡の可否
- ・ 苫小牧市から入札等の指名をする際に、関係書類を電子メールによって送付しても良いとする場合は「可」に○を付けてください。
- ⑪ 苫小牧市内の事業所住所、建設業許可の有無、開設年月日
- ・ 苫小牧市内にある支店、営業所その他の事業所を審査基準日現在で記入してください。なお、その事業所が建設業の許可があるか否か、有の場合はその許可業種及び特定・一般の別を○で囲んでください。また、開設年月日を記入してください（不明な場合はわかる範囲で記入してください。）。
 - ・ ②又は⑤が苫小牧市の場合、開設年月日のみを記入してください。 苫小牧市内に事業所がない場合は、記入する必要はありません。
- ⑫ 許可・登録
- ・ 建設業の許可については、申込業種の特定建設業、一般建設業の許可別に登録番号及び許可年月日を記入してください。特定と一般で許可の日付が違う等の場合は、二段目に記載してください。
 - ・ 建設業を希望される方は、建設キャリアアップシステムに事業者として登録済みの場合は、「有」に○を付けてください。
 - ・ 土木設計、建築設計、測量、地質調査についてはそれぞれの登録番号及び登録年月日を記入し、登録を受けている部門を○印で囲んでください。
- ⑬ 申込業種
- ・ 申込業種については、3業種までとなっています。
 - ・ 建設業を希望する方は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の完成工事高が「0」の業種については申込みできません。
 - ・ 業務の業種を希望する方は、業務高がなければ申込みできません。
 - ・ 追加登録期間における業種の追加・変更については、追加・変更後のすべての申請業種を記入してください。
- ⑭ 完成工事高（単位 千円）
- ・ 完成工事高については、建設業を希望する方は「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」から当該希望業種に対応する平均工事高（2年平均又は3年平均の欄の額）を記入してください（経審の総合評定値のすぐ右欄です。）。
 - ・ 業務の業種を希望する方は、当該希望業種に対応する直前の決算1年分に対応する完成業務高を記入してください。
※決算書の損益計算書から売上高を記載してください。

※建築設計、設備設計、側溝清掃については、それぞれの業種で分類できず、決算書に個別の金額が出てこないことがあると思います。その場合はそれぞれの業種ごとの実績を別表で作成するなど、個々の業種の金額がわかるものを提出してください。

⑮ 許可区分

- ・ 申込業種の特定制建設業、一般建設業の許可区分をご記載ください。
- ・ 業務の業種を希望する方は記入不要です。

⑯ 総合評定値

- ・ 建設業を希望する方は「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」から総合評定値（P点）を記入してください。
- ・ 業務の業種を希望する方は記入不要です。

⑰ 技術職員数

- ・ 建設業を希望する方は、審査基準日現在の技術職員の人数（代表者、役員を含む。）を申込業種ごとに記入してください。
- ・ 業務の業種を希望する方は、審査基準日現在の人員を「その他技術職員」の欄に記入してください。
- ・ なお、同一人が2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格別に人数を記入してください。

⑱ 共済制度

- ・ 自社職員及び下請雇用者のために加入している退職金制度があれば、加入の有無を○印で囲んでください。
- ・ 自社の退職金制度の場合は「その他」欄に（自社）と記入してください。

⑲ 総職員数

- ・ 審査基準日現在の総職員数（常勤の職員全体の数。本店支店問わず。代表者、役員を含む。）を記入してください。

⑳ 総売上高（単位 千円）

- ・ 建設業を希望する方は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」から「売上高」（経審左下の「売上高」）を記入してください。⑨欄の合計、あるいは「完成工事高合計」の金額ではありませんので注意してください。
- ・ 業務の業種を希望する方は、決算書の損益計算書から売上高を記入してください。

㉑ 資本金（単位 千円）（法人のみ）

- ・ 登記簿に記載されている資本金の額を記入してください。

㉒ 営業年数

- ・ 建設業を希望する方は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の営業年数を記入してください。
- ・ 業務の業種を希望する方は、審査基準日現在の営業年数を記入してください。
- ・ 1年未満切捨てで記入してください。

（11）発注者別評価項目申告書（苫小牧市様式3）（該当する者のみ）

- ・ 発注者別評価項目を申請できる者には要件がありますので、詳細については、「8発注者別評価点について」を参照願います。

- ・発注者別評価項目申告書の提出について、該当する項目及び提出する添付書類がある場合は、□にレ点をつけて提出してください。
- ・評価項目の根拠となる資料を提出してください。資料が無ければ、発注者別評価点の対象とはなりません。

(12) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業者のみ提出、コピー可）

- ・審査基準日（決算日）が資格の有効期間の始期から1年7ヵ月以内の、国土交通大臣又は各都道府県知事が審査した「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し（総合評定値P記載されているもの）。

※注意

社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）への加入を資格要件としています（2（2）エ）ので、下記の場合は申請を受け付けません。

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無	有	
健康保険加入の有無	有	
厚生年金保険加入の有無	無	
建設業退職金共済制度加入の有無	有	
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	有	
法定外労働災害補償制度加入の有無	有	

上記3項目の全ての保険が「有」又は「除外」の場合は申請を受け付けますが、上記3項目の保険のうち1項目でも「無」の場合は、申請を受け付けません。

ただし、「無」となっている項目について、加入を証明できる書類を提出していただければ、申請を受け付けます。

○健康保険・厚生年金保険の加入の確認書類：以下の1～5のいずれか1点(写し可)

1. 直近の保険料納付に係る「領収証書」
2. 直近の保険料納付に係る「社会保険料納入証明書」
3. 直近の保険料納付に係る「社会保険料納入確認書」
4. 直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」
5. 「健康保険・厚生年金保険新規適用届」（事業主控え）

○雇用保険の加入の確認書類：以下の1～3のいずれか1点(写し可)

1. 労働局又は労働保険事務組合発行の労働保険料の「領収書」（直近1回分）
2. 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」

3. 「雇用保険適用事業所設置届 事業主控」(提出先の受付済印があるもの)

(13) 資本関係・人的関係に関する調書(苫小牧市様式7)(苫小牧市内に建設業法における主たる営業所又は商業登記簿上の本店がある場合のみ)

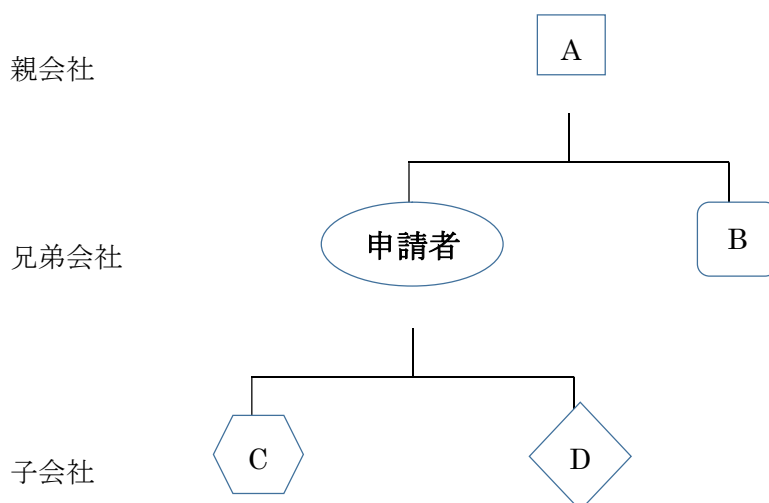
- ・申請日現在において、他の苫小牧市の建設工事等競争入札参加資格申請者(苫小牧市内に建設業法における主たる営業所又は商業登記簿上の本店がある場合に限る。)との間における資本関係・人的関係について、該当の有無に関わらず、提出してください。
- ・ここでいう資本関係・人的関係に該当する例は、以下のとおりです。

・資本関係

親会社(A)、兄弟会社(B)及び子会社(C・D)が対象となります。

※親・子会社・・・子会社の総株主の議決権の過半数を有するなど、親会社が子会社の経営を支配していると認められる関係。(会社法第2条)

※兄弟会社・・・親会社を同じくする子会社同士の関係。



・人的関係

申請者の役員等が他の会社の役員等を兼任している場合に対象となります。

※役員等・・・代表取締役、取締役(常勤・非常勤は問わない。社外取締役を除く。)、会社更生法又は民事再生法により選任された管財人。
ただし、監査役、会計参与及び執行役員は該当しない。

(14) 市税納付状況調査同意書(苫小牧市様式8)(法人・個人で苫小牧市からの課税がある場合のみ)

- ・納税証明書の代わりに、市税納付状況調査同意書を提出していただきます。

- ・ 苫小牧市から課税されている全税目（市民税、固定資産税・都市計画税、法人市民税、軽自動車税及び国民健康保険税）について、申請期間中及び中間審査期間中に滞納無状況を確認させていただきます。

(15) 暴力団排除に関する誓約書のコピー

7 (9) の暴力団排除に関する誓約書のコピー 1 部

(16) 返信用封筒

- ・ 返信用封筒は、競争入札参加資格審査結果通知書を郵送する際に使用します。
- ・ 封筒長形 3 号 (120×235mm 定形) に宛名及び様・御中 (宛や行にしないでください) を明記の上、110 円切手を貼付してください。

(17) クリアホルダー

A4 サイズのクリアホルダー 1 枚 (透明なファイル、色は問いません)

8 発注者別評価点について

建設業者の格付については、経営事項審査における総合評定値 (P 点) (客観点) に、工事成績や社会性等を評価した発注者別評価点 (主観点) を加えた総合点数により格付を行います。

該当のある場合は、登録時・中間審査時に別紙「発注者別評価項目申告書」と必要な提出書類をあわせて提出してください。なお、中間審査時には (3) 発注者別評価項目の内容が変更となることもあります。

(1) 発注者別評価点の対象事業者

苫小牧市内に建設業法における主たる営業所又は商業登記簿上の本店を有し、次の業種を申請する建設業者を対象とします。

「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「屋根」、「電気」、「管」、
「タイル・れんが・ブロック」、「舗装」、「塗装」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」
「建具」、「水道施設」、「清掃施設」、「解体」

(2) 発注者別評価点による加点の辞退について

建設業者の格付は、客観点に発注者別評価点を加えた総合点数により格付を行います。

発注者別評価点により上位の等級となる建設業者につきましては、発注者別評価点による加点を辞退することができます。辞退する場合は、客観点のみでの格付となります。

※客観点のみでの格付等級と比較して、発注者別評価点により上位の等級となる建設業者につきましては、後日お知らせします。辞退するか否かについては、その際に申告していただきます。

(3) 発注者別評価項目

① 工事成績

苫小牧市が発注する工事で工事成績評価を行った工事において、申請業種ごとに、直近2年間（例：審査基準日が令和7年5月1日の場合、令和5年1月1日から令和6年12月31日まで）の間に検定を行った工事の施工成績に係る評価数値の平均値（小数点以下は四捨五入）に応じて次の点数を付与します。

また、共同企業体による工事にあつては各構成員の評価数値に当該工事の成績評価の数値を付与した上で平均値を算定します。

評価数値の平均値	付与点数
85以上	50点
80以上 85未満	40点
75以上 80未満	30点
65以上 75未満	0点
60以上 65未満	-10点
60未満	-20点

※工事成績評価の平均値は、苫小牧市にて算出します。申請者の提出書類はありません。

② 女性技術者又は若手技術者の雇用

建設業法第7条又は第15条に規定する有資格者（別表）で、資格に対応した申請業種ごとに、次のいずれかに該当する者を1名以上雇用（審査基準日現在で3か月以上雇用関係があること。）している場合に5点を付与します。

- ア 女性技術者
- イ 若手技術者（35歳未満）

【提出書類】

○技術者資格の確認書類

- ・経営事項審査申請時に提出する「技術職員名簿」の写し
※技術職員名簿に記載がない場合は、合格証書の写し、実務経験証明書 など

○雇用関係及びアの場合は性別・イの場合は生年月日の確認書類

- ・健康保険被保険者証の写し など

③ 障がい者の雇用

障がい者を雇用し、次のいずれかに該当する場合に5点を付与します。

- ア 障害者雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定による障害者雇用状況の報告義務があり、法定の障害者雇用率を超える障がい者を雇用している場合
- イ 障害者雇用の促進等に関する法律の規定による障害者雇用状況の報告義務はないが、同法の基準に基づく障がい者を1人以上雇用している場合

【提出書類】

アの場合：○「障害者雇用状況報告書」（ハローワークの受付印のあるもの写し）

・ハローワークに提出した、直近の報告書の写し

イの場合：※書類の提出に際しては必ず本人の同意を得てください。

○障がい者であることの確認書類

・身体障害者手帳の写し

・療育手帳の写し

・精神障害者保健福祉手帳の写し など

○障がい者である方の雇用の確認書類

・健康保険被保険者証の写し

・雇用保険被保険者証の写し など

※障害者雇用率制度とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

※詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。

④ 協力雇用主

協力雇用主として保護観察所に登録している建設業者に5点を付与します。

【提出書類】

○協力雇用主登録証明書（苫小牧市様式5）

・札幌保護観察所で証明を受けてください。

※郵送でも申請できますが、その場合は、返信用封筒に所定の切手を貼付の上、送付してください。

札幌保護観察所 協力雇用主係（電話：011-261-9225）

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎6階

※協力雇用主の登録制度とは

協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々です。

※詳細は法務省のホームページをご確認ください。

⑤ 地域貢献活動

苫小牧市内において、直近2年間（例：審査基準日が令和7年5月1日の場合、令和5年1月1日から令和6年12月31日まで）の間に、地域に貢献されたと社会的に認められる活動で、①組織的にかつ自主的・自発的に、②非営利で行う、③社会性・公共性を有する活動の3点を満たす活動を行った建設業者については、アからキの各項目に対して5点を付与します。ただし、付与点数は15点（最大3項目）を限度とします。

ア 公共施設等の清掃・美化・補修

イ 福祉・教育事業に対する支援

- ウ 地域におけるまちづくり行事への参加
- エ 植樹活動・花壇整備
- オ 災害・緊急時の奉仕活動
- カ 男女平等参画やワーク・ライフ・バランスの取組の推進
- キ 健康経営の取組の推進

【提出書類】

○地域貢献確認申告書（苫小牧市様式6）

- ・活動内容が客観的に判断できる資料を添付すること（感謝状、お礼状、新聞記事、広報誌、登録証、認証書、領収書、関係者の証明、写真等）。日付が確認できること。

※地域貢献活動の例

- ア 公共施設等の清掃・美化・補修
 - ・公園の草刈やトイレ清掃を5月、7月及び10月の3回行った。
 - ・海岸のゴミ拾いを町内会と協力して行った。
- イ 福祉・教育事業に対する支援
 - ・雪かきボランティアに登録し除雪を行っている。
 - （雪かきボランティアの登録・活動については苫小牧市にて確認しますので、活動内容が客観的に判断できる資料の添付は不要です。）
 - ・学校等の敷地内の地盤改修等を行っている。
 - ・〇〇高校の就業体験（インターンシップ）に協力している。
- ウ 地域におけるまちづくり行事への参加
 - ・港まつりのパレードに会社のチームを作り踊り手として参加した。
 - ・町内会の盆踊り会場に資材を提供し、やぐらの組立・解体を無償で行っている。
- エ 植樹活動・花壇整備
 - ・公園の植樹や花壇の造成に協力し、園芸用土や花などを提供し、公表している。
 - ・町内会に緑化活動に桜を提供し、植樹作業を行った。
- オ 災害時・緊急時の奉仕活動
 - ・苫小牧市消防団協力事業所である。
- カ 男女平等参画やワーク・ライフ・バランスの取組の推進
 - ・ワーク・ライフ・バランスの推進に努める旨の宣言を作成し、公表している。
 - ・性的指向・性自認等を理由とした不当な差別をしないことを明記した行動規範を策定し、公表している。
 - ・厚生労働省の「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」の認定を受けている。
 - ・育児休業制度を導入している。
- キ 健康経営の取組の推進
 - ・経済産業省の健康経営優良法人の認定を受けている。

※地域貢献活動の対象外

- ・冠婚葬祭、祭祀等への祝儀、供物等は対象としない。

- ・政治団体、宗教団体への寄付、寄進等は対象としない。
- ・金品の寄付のみについては、対象としない。
- ・請負工事業者が工事中の活動は含まない。
- ・会社が組織的に行ったことを対象とするため、社員が個人的に行った活動は対象としない。(個人名での義援金寄付、休暇を利用したボランティア活動など)

9 中間審査

(1) 対象事業者

令和7年度～令和10年度登録業者名簿に登録のある次の方を対象とし、中間審査を行います。

① 建設工事に登録のある方

ア 苫小牧市内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有する方。

イ 苫小牧市外に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有する方にあつては、苫小牧市内に商業登記簿上の本店(ただし、建設業法上の従たる営業所であること)を有する方

ウ その他、苫小牧市からの課税のある方(提出書類はありません。)

② 業務(設計・測量・地質調査・側溝清掃)に登録のある方

エ 苫小牧市からの課税のある方(提出書類はありません。)

(2) 審査期間(申請書提出期間)

2027年1月18日(月)～2027年1月29日(金)まで

(3) 審査項目

① 市税納付状況

- ・7(16)市税納付状況調査同意書により、滞納無状況を確認させていただきます。

② 格付審査

- ・(1)ア及びイの方が対象となります。
- ・最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」及び「発注者別評価項目申請書」を基に格付更新を行います。

(4) 提出書類(留意事項は「7 提出書類の記載要領」を参照)

(1)ア及びイに該当する方のみ下記のものをご提出してください。

- ① 苫小牧市建設工事等競争入札参加資格中間審査申請書(苫小牧市様式9)
- ② 発注者別評価項目申告書(苫小牧市様式3)
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(コピー可)
- ④ 返信用封筒(封筒長形3号(120×235定型)に宛名及び様・御中(宛や行としないでください)を明記の上、110円切手を貼付したもの)

(5) 申請の方法

郵便での受け付けとなります。必ず簡易書留又は配達状況がわかる方法により郵送してください。提出書類に不備・不足がある場合は電子メール又は電話にて内容の確認や再提出を求められる場合があります。受付期間内に必着となりますので余裕を持って郵送願います。

【宛先】〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市財政部行財政改革推進室 契約担当

(6) その他

当該審査で2資格要件を満たさない場合は、登録業者名簿より除外いたします。

不明な事項等については、こちらまでお問い合わせください。

苫小牧市財政部行財政改革推進室 契約担当 TEL:(直通) 0144-32-6216